

国自総第 1 2 1 号  
国自貨第 3 0 号  
国自整第 3 8 号  
平成16年 6 月30日  
一部改正 平成17年12月 8 日  
一部改正 平成19年 2 月28日  
一部改正 平成19年 6 月28日  
一部改正 平成20年 7 月30日

各地方運輸局(釧・瀧)自動車交通部長  
関東・近畿自動車監査指導部長 } 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局総務課安全対策室長

自動車交通局貨物課長

自動車交通局技術安全部整備課長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱い  
について

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本取扱いにより適切に処理することとされたい。

なお、「「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第460号、国自貨第95号、国自整第183号）は、廃止する。

## 記

### 1 用語の定義

この通達で用いる用語については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「局長通達」という。）に定めるところによるものとする。

### 2 「1通則」関係

- (1) (1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとし、当該「勧告書」又は「警告書」は、別添1「警告書の例」を参考として作成するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい「再度法令違反を行えば自動車等の使用停止を行う」等の文書表現を含むものとする。
- (2) (5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会については自動車交通部長、自動車業務監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等により地方運輸局の実情に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。
- (3) (5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会は、違反行為ごとの日車数の決定等について、その議に付すものとする。
- (4) (6)の措置に当たっては、原則として、違反行為に係る営業所の所長を同席させるものとし、事業者に対して、別添2「改善報告書の例」を参考として、改善状況について報告するよう指導するものとする。

### 3 「2 処分日車数制度」関係

(2)中「直近上位に相当する5の倍数の日車数」とは、例えば、日車数の合計が51日車の場合は55日車を、日車数の合計が57日車の場合は60日車をいう。

### 4 「3 違反点数制度」関係

- (1) (1)中「10日車までごとに1点」とは、5日車は10日車に切り上げ処理して点数付与するものであり、例えば、55日車は60日車として6点を付与するものである。
- (2) (3)中「行政処分を行った日」とは、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法令に基づいて行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。
- (3) (3)中「所要の措置」とは、局長通達1(6)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。

### 5 「4 自動車等の使用停止処分」関係

(1)の自動車等の使用停止処分を行うときは、「自動車等の使用停止及び附帯命

令書」を発出するものとし、当該命令書は、別添3「一般貨物自動車運送事業の輸送施設の使用停止及び附帯命令書の例」を参考として作成するものとする。

## 6 「5 事業停止処分」関係

- (1) (1)の事業停止処分を行う場合は、事前に国土交通本省自動車交通局貨物課に連絡するものとする。
- (2) (1)表③中「累積点数が51点以上となった場合」には、局長通達3(5)により累積点数が既に51点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。
- (3) (1)の事業停止処分を行うときは、「事業の停止及び附帯命令書」を発出するものとし、当該命令書は、別添4「一般貨物自動車運送事業の全部(一部)の停止及び附帯命令書の例」を参考として作成するものとする。
- (4) (2)による事業停止の期間が3日間となる場合にあっては、原則として、土曜日、日曜日、祝日、休日その他当該処分を受ける事業者が通常事業活動を行っていない日を含まないよう事業停止期間を設定するものとする。
- (5) (3)の「関係行為」とは、次に掲げる行為をいう。
  - ① 貨物自動車利用運送
  - ② 貨物自動車運送事業用施設において当該事業者の他の営業所に所属する事業用自動車を使用して行う貨物の取扱い

## 7 「6 許可の取消し処分」関係

- (1) (1)の許可の取消し処分(行方不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。)を行う場合は、事前に国土交通本省自動車交通局貨物課に連絡するものとする。
- (2) (1)①の「事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者」には、(2)により過去2年間に4回以上事業停止処分を受けていたものとして扱われる事業者も含まれるものとして取り扱う。
- (3) (1)②の「累積点数が81点以上となった場合」には、局長通達3(5)により累積点数が既に81点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

## 8 「7 行政処分又は命令の公表」関係

- (1) 自動車交通局及び地方運輸局は、行政処分又は命令を行った場合は、当該行政処分又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - ① 行政処分又は命令の年月日
  - ② 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置(番地まで)
  - ③ 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置(番地まで)
  - ④ 行政処分又は命令の内容
  - ⑤ 主な違反条項
  - ⑥ 監査実施の端緒及び違反行為の概要

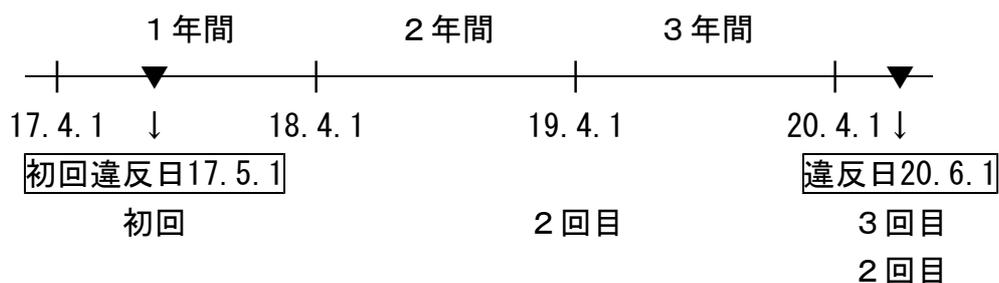
- ⑦ 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該管轄区域に係る事業者の累積点数
- (2) 地方運輸局においては、事業停止処分、許可の取消し処分のほか、社会的な関心が高いと認められる行政処分等については、その都度、報道機関等へ上記(1)①～⑦の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。
- (3) 自動車交通局は、毎月、その前月に行った行政処分又は命令について、上記(1)①～⑦の項目をホームページで公表するものとする。  
また、各運輸局等においても、これらの情報を自動車交通局のホームページからリンクして公表するものとする。
- (4) ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。
- (5) 地方運輸局は、3月ごとに、当該管轄区域に係る累積点数が21点以上の事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道機関等への資料提供並びに局報及びホームページへの掲載により公表するものとする。
- (6) 自動車交通局は、6月ごとに、累積点数が21点以上の事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道機関等への資料提供及びホームページへの掲載により公表するものとする。

## 9 過積載違反に係る行政処分の具体的適用

過積載違反（過積載による運送の引受けに係る違反行為をいう。以下同じ。）に係る基準日車等の適用については、違反日順に、違反回数及び違反の程度に対応した基準日車等を適用することを原則とし、過積載違反に係る輸送の安全確保命令及び特別監査については、処分日順に、処分回数に応じて実施することを原則とし、次の例により行うものとする。

- ① 初回の過積載違反の程度が5割未満であれば、10日×違反車両数、2回目、3回目、4回目が5割以上10割未満であれば、50日×違反車両数、5回目、6回目、7回目、8回目、9回目、10回目が10割以上であれば、160日×違反車両数とする。
- ② 3回目を超える過積載違反に係る基準日車等は、累違反の基準日車等を適用するものとする。
- ③ 過積載違反の違反回数のカウント（初回、2回、3回・・・）は、違反日からさかのぼって3年以内の回数とする。

（例）

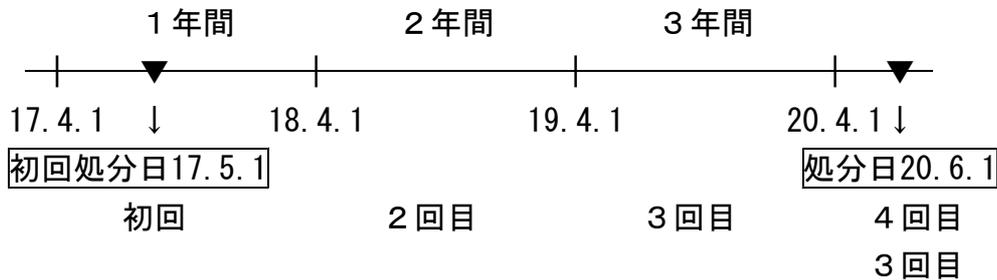


平成20年6月1日の過積載違反は、初回違反日から数えると3回目であるが、初回違反日から3年以上経過しているため、2回目として再違反の基準日車

等を適用する。

- ④ 過積載違反の処分回数のカウント（初回、2回、3回・・・）は、処分日からさかのぼって3年以内の回数とする。

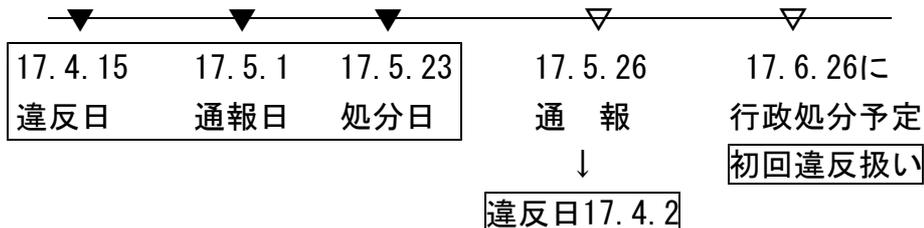
（例）



平成20年6月1日の行政処分は、初回処分日から数えると4回目であるが、初回処分日から3年以上経過しているため、3回目としてカウントし、行政処分と併せて輸送の安全確保命令を行う。

- ⑤ 稀なケースとして、過去に過積載違反に係る行政処分を受けた事業者について、都道府県公安委員会から運輸支局に対し、前回行政処分を行った過積載違反よりも前に行われた過積載違反に係る道路交通法第108条の34の規定に基づく通報が行われることがあるが、この場合は、基準日車等については初回違反のものを適用し、処分回数については2回目として扱う。

（例）



平成17年6月26日に、初回違反日（17.4.15）より以前の違反日（17.4.2）の違反行為について行政処分を行う場合の例。

- ⑥ 道路交通法第108条の34の規定により、都道府県公安委員会から一度に多数の通報があるような場合は、下記の例のとおり違反日により、それぞれの基準日車等を適用することとする。

（例1：通報中最後が実測）



3件中最後が実測（A違反日（17.4.1）、B違反日（17.4.15）、C違反日（17.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日及びB違反日の過積載違反には、それぞれ初回違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を適用する。

（例2：通報全てが実測）

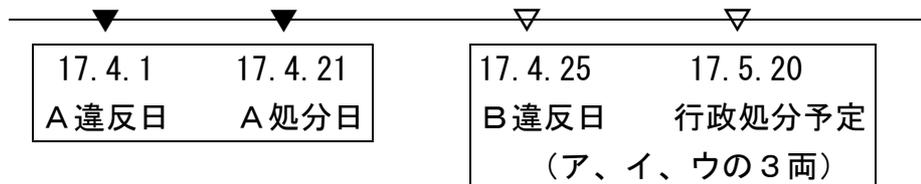


実測による3件（A違反日（17.4.1）、B違反日（17.4.15）、C違反日（17.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日の過積載違反には初回違反の基準日車等を、B違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には累違反の基準日車等を適用する。

なお、例1、例2以外の通報があった場合には、例1、例2を参考に日車数を計算したものを貨物自動車運送事業関係処分審査委員会の議に付して決定することとする。

また、都道府県警察本部等からの検挙通報で、違反日が同一の複数の違反車両の通報があった場合の基準日車等は、下記の例のとおり当該違反回数それぞれの違反程度に応じた基準日車等×違反車両数とする。

（例）



A違反日（17.4.1）の過積載違反について行政処分を受けた事業者に対し、B違反日（17.4.25）の車両ア、イ、ウに係る過積載違反について行政処分を行う場合の例。

違反年月日	違反の程度	基準日車等
ア 17.4.25	5割未満	30日車
イ 17.4.25	5割以上10割未満	50日車
ウ 17.4.25	10割以上	80日車

- ⑦ 過積載違反に係る3回目以降の行政処分を行う場合にあっては、併せて、輸送の安全確保命令を行うものとする。また、過積載違反に係る3回目以降の行政処分の日から1年以内に過積載違反輸送が行われた場合は、特別監査を行うものとする。

附 則 （平成16年6月30日付け国自総第121号、国自貨第30号、国自整第38号

この通達は、平成16年8月1日から適用する。

附 則 （平成17年12月8日付け国自総第412号、国自貨第86号、国自整第88号）

この通達は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 （平成19年2月28日付け国自総第512号、国自貨第144号、

国自整第150号)

この通達は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月28日付け国自総第138号、国自貨第46号、  
国自整第52号)

この通達は、平成19年6月28日から施行する。

附 則 (平成20年7月30日付け国自安第49号、国自貨第65号、  
国自整第72号)

この通達は、平成20年7月30日から施行する。

〇〇第 号  
〇〇第 号  
平成 年 月 日

☆☆運輸株式会社  
代表取締役社長 □□ □□殿

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

## 警 告 書

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業の運営実態を監査したところ、下記のとおり、貨物自動車運送事業法の規定に違反する事実が認められた。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図れないことになるので、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。

また、この違反に対する事業の改善の具体的措置を書面により、平成 年 月 日以降に呼出し監査を行うので、呼出し監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ当局に来局されたい。

なお、呼出し監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行う他、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

### 記

〇〇〇〇を行っていた。  
(貨物自動車運送事業法第〇条違反)

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿  
(〇〇運輸支局長経由)

☆☆運輸株式会社  
代表取締役社長 □□ □□ 印

## 改 善 報 告 書

### 1 指摘事項

平成 年 月 日付け、〇〇第 号による指摘事項等

- ①過積載運送の再発防止策、②運行管理者に対する指導、③運転者教育、④荷主との折衝（協力要請）、⑤その他  
(当日持参する帳票類 〇〇、〇〇等)

### 2 改善事項

①過積載運送の再発防止策

②運行管理者に対する指導

③運転者教育

④荷主との折衝（協力要請）

⑤その他

(記入者氏名 電話 )

(日本工業規格 A 列 4 番)

注：本文例は、主に過積載違反の処分歴が多い事業者の例である。

〇〇第 号  
〇〇第 号

## 輸送施設の使用停止及び附帯命令書

☆☆運輸株式会社  
代表取締役社長 □□ □□殿

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業について、下記1のとおり貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実があった。よって、同法第33条の規定に基づき、下記2のとおり、輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。

さらに、同法第34条第1項の規定に基づき、当該事業用自動車の自動車検査証を〇〇運輸支局長に返納するとともに、自動車登録番号標及び封印を取り外し、その自動車登録番号標について同支局長の領置を受けるべきことを命ずる。

また、このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害し、輸送の安全確保に支障を来すことになるので、法令の定めに従って速やかに事業を改善するとともに、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、平成 年 月 日以降に呼出し監査を行うので、呼出し監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ当局に来局されたい。

なお、呼出し監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行う他、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

### 記

- 1 違反事実（〇〇営業所に係る違反）  
別紙のとおり
- 2（1）使用を停止する輸送施設（事業用自動車 〇両）  
自動車登録番号 △△△△△△  
（2）使用を停止をする期間（〇〇日間）  
違反事実の処分日車数をもとに「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号）4に定めるところにより決定されたものである。  
なお、具体的な停止期間は次のとおり。  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 3 事業計画の変更についての措置  
上記1の違反事実により、上記2（2）の使用停止期間の終了日の翌日から起算して、運行系統の新設に係る事業計画の変更認可申請にあっては、3か月間これを行うことができない。  
また、事業用自動車の数（増車）に係る事業計画の変更届出にあっては、増車実施予定日が上記2（2）の停止期間の終了日の翌日以降であること。  
なお、増車実施予定日が上記2（2）の停止期間の終了日以前の場合には、貨物自動車運送事業法第26条に基づく事業改善命令を発することがあることを申し添える。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

〔（行政不服審査法による不服申立ての教示）〕

〔（行政事件訴訟法による訴訟等の提起の教示）〕

〇〇第 号  
〇〇第 号

一般貨物自動車運送事業の全部（一部）の停止及び附帯命令書

☆☆運輸株式会社

代表取締役社長 □□ □□殿

貴社は、下記のとおり貨物自動車運送事業法に違反する事実があった。よって、同法第33条の規定に基づき、下記2及び3のとおり事業の全部（一部）を停止し、かつ、同法第34条第1項の規定により、下記のとおり当該事業用自動車の自動車検査証を返納するとともに、自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ずる。

また、この違反事実に対する事業の改善の具体的措置について、平成 年 月 日以降に呼出し監査を行うので、呼出し監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ当局に来局されたい。

なお、呼出し監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行う他、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

1 違反事実

別紙のとおり

2 事業停止をする事業

一般貨物自動車運送事業

3（1）事業を停止する営業所（営業所の位置）

☆☆運輸株式会社△△△営業所（・・・・・・）

□□□営業所（・・・・・・）

（2）事業停止をする期間（〇〇日間）

違反事実の処分日車数をもとに「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号）5に定めるところにより決定されたものである。

なお、具体的な停止期間は次のとおり。

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

4 自動車検査証を返納し、かつ、自動車登録番号標の領置を受けるべき事業用自動車の自動車登録番号並びにその期日及び場所

自動車登録番号 （別紙のとおり）

期日、場所 平成 年 月 日 〇〇運輸局〇〇運輸支局

5 事業計画の変更についての措置

上記1の違反事実により、上記3（2）の事業停止期間の終了日の翌日から起算して、運行系統の新設に係る事業計画の変更認可申請にあつては、3か月間これを行うことができない。

また、事業用自動車の数（増車）に係る事業計画の変更届出にあつては、増車実施予定日が上記3（2）の停止期間の終了日の翌日以降であること。

なお、増車実施予定日が上記3（2）の停止期間の終了日以前の場合には、貨物自動車運送事業法第26条に基づく事業改善命令を発することがあることを申し添える。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

〔(行政不服審査法による不服申立ての教示)〕

〔(行政事件訴訟法による訴訟等の提起の教示)〕

(別添3記1及び別添4記1別紙の例その1)

別 紙

違反事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等」に基づく処分日車数の算出

(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。 ・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。【未遵守計35件】 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	40日車	未遵守計31件以上
2	乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。 【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】 ①休憩又は睡眠をした地点及び日時 ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況 (貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)	10日車	記載不備率50%以上

処分日車数	45日車
-------	------

備 考

「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号)2に定めるところにより算出したものである。

（別添3記1及び別添4記1別紙の例その2（「処分日車数」を加重又は軽減する場合））

「処分日車数」を「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「処分基準」という。）に基づき加重又は軽減する場合は、「処分基準に定めるところにより加重（軽減）して算出したものである。」と記述する。

別 紙

違反事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等」に基づく処分日車数の算出

（平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反）

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	<p>運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。</li> </ul> <p>【未遵守計35件】 40日車→◎120日車</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)</p>	120日車	未遵守計31件以上 (再違反適用)
2	<p>乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。</p> <p>【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①休憩又は睡眠をした地点及び日時</li> <li>②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況</li> </ul> <p>10日車→◎30日車</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)</p>	30日車	記載不備率50%以上 (再違反適用)

処分日車数	150日車
-------	-------

備 考

- ① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号）2に定めるところにより算出したものである。
- ② ◎印については、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「処分基準」という。）5に定めるところにより、輸送の安全確保に関する違反事項として加重したものである。
- ③ 「処分日車数」については、「基準日車数」をもとに処分基準6に定めるところにより、輸送の安全確保に関する違反事項を1.1倍加重したうえで、前記①に定めるところにより算出したものを直近上位に相当する5の倍数に切り上げたものである。